## 平成 24 年分 住宅取得等資金の贈与税の非課税制度及び相続時精算課税選択の特例のチェックシート

「相続時精算課税選択の特例」	新築又は取得用
----------------	---------

このチェックシートは、平成24年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」を適用 することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合 には、原則としてその特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

-面

	該当する回答を○	で囲ん	しでく	ださい
0	「受贈者」に関する事項		7	
1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人(子が亡くなっているときには孫を含みます。)ですか。	は	۱١	いいえ
2	あなたは、平成4年1月2日以前に生まれた人ですか。	は	い	いいえ
$\Box$				•
3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋の新築又は 取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたもので すか。	いし	ハえ	はい
4	平成25年3月15日までにあなたの居住の用に供する(供している)住宅用の家屋の新築又は取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。 また、平成25年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(その工事の完了に準ずる状態を含みます。)又は住宅用の家屋を取得していますか。(注)「工事の完了に準ずる状態」とは、屋根を有し、建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は	l,	いいえ
5	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限(240㎡以下)がありますのでご注意ください。	は	l)	いいえ
6	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内(耐火建築物の場合は 25 年以内)に建築されたもの (注)耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして「二面の「No.4・5・6」に掲げる書類により証明されたもの	は	()	いいえ
				•
7	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。  (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。  a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。  b 受贈者又は贈与者がその贈与前5年以内に日本国内に住所を有したことがあること。	は	l	いいえ
8	既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 25年 12月 31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は	()	いいえ
	平成 年 月 日 コカガナ 受贈者の住所: 受贈者の氏名:			
1.,				'

「相続時精算課税選択の特例」	の添付書類一覧	新築又は取得用	二面
· 1日小ルドリイト チャロネイル とこり (マノ 1リ 1/1)		ᇃᅠᄳᄎᄉᅝᄱᅜᄱ	— III

この添付書類一覧は、平成24年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください(「No.1~8」は<u>一面</u>の番号に対応しています。)。なお、この添付書類一覧は、<u>住宅用の家屋の新築又は取得をした人</u>を対象としています。

○「受贈者」に関する	争垻
------------	----

No.	添付 種	<b>雪</b> 類等	チェック欄
1	〇 受贈者の戸籍の謄本又は抄本などで、	次の内容を証する書類	
2	① 受贈者の氏名、生年月日		
	② 受贈者が贈与者の推定相続人である		
$\overline{O}$	「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事 「		
3	〇 住宅用の家屋に係る工事の請負契約書や売買契約書など新築又は取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をした相手方を明らかにする書類 (注)上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。		
	【平成 25 年 3 月 15 日までに新築の工事が	【平成25年3月15日までに新築の工事が	
	完了又は取得している場合】	完了に準ずる状態の場合】	
	○ 登記事項証明書 (注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。	○ 新築に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ○ 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ず	
4	2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は 取得のための金銭により、その新築又は取 得をした住宅用の家屋の敷地の用に供さ	る状態にあることを証する書類 (工事の 完了予定年月の記載があるものに限ります。)	
5 • 6	れている土地等を取得したときには、その 「土地等に関する登記事項証明書」も併せ て提出してください。	○ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に 供したときは遅滞なく左記に掲げる書類 を所轄税務署長に提出することを約する書類	
	○ 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し(取得した家屋が、一面の「6」の③のみに該当する場合に必要となります。)  (注) その家屋の取得前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの又は評価されたものに限ります。		
0	「受贈者の居住」に関する事項		<b>.</b>
7 • 8	【平成25年3月15日までに居住した人】 〇 受贈者の住民票の写し (注) 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限ります。	【平成25年3月15日までに居住していない人】 〇 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 〇 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類	
		を所轄税務署長に提出することを約する書類	
	ᅺ		
9	その他に必要な添付書類 〇 相続時精算課税選択届出書		
10	0 <b>受贈者の戸籍の附票の写し</b> などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類		
11	O 贈与者の住民票の写しなどで、贈与者	の氏名、生年月日を証する書類	
		者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所	
12	2 を証する書類 (注) 贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成15年1月1日以後、贈与者の住所に変更が ないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。		